

品川区母親学級実施要綱

制定 昭和62年3月25日

区長決定要綱 第23号

改正 平成9年2月 要綱第14号

改正 平成11年7月 要綱第100号

改正 平成12年3月 要綱第50号

改正 平成16年3月 要綱第36号

改正 平成21年3月 要綱第62号

改正 平成27年3月 要綱第25号

(目的)

第1条 この要綱は、出産を控えた妊婦にたいして、妊娠、出産、育児等についての理念および実際上の知識を習得させることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「センター」とは、品川、大井、荏原の各保健センターをいう。

2 この要綱において「所長」とは、センターの所長をいう。

(学級の種類および対象)

第3条 母親学級の種類および対象は、次のとおりとする。

(1) 母性科

出産を控えた妊婦等とする。

- ア 一般学級
- イ 妊婦体操教室
- ウ 両親学級
- エ その他

(2) 育児科

母性科の一般学級に併設し乳児をもつ母親とする。

- ア グループワーク
- イ 育児期両親学級
- ウ 乳幼児の事故防止対策
- エ 個別相談

(講義内容)

第4条 母親学級の講師は、センター職員のほか、必要に応じて医師、歯科医師、助産師等を外部講師とし委嘱することができる。

(1) 母性科

妊娠期、産じょく期の知識および新生児期の保育等についての講義と相互交流を図る。

(2) 育児科

乳児期の発育、疾病、栄養、環境等について講義する。育児経験の乏しい母親等の相互交流を図り、自ら解決するための助言、援助をおこなう。

(実施方法)

第5条 母親学級の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 周知方法

ア 「母と子の保健バック」の中の”母親学級のおさそい”による。

イ 訪問指導等を通じて行う。

ウ その他、広報紙等を通じて周知する。

(2) 受付

母親学級受講者名簿（第1号様式）への記入により受付とする。

(3) 記録

ア 母親学級受講者名簿にそのつど受講状況を記入する。

イ 受講のつど、母子健康手帳に必要事項を記入する。

ウ 実施状況を母親学級実施記録（第2号様式）に記入する。

(4) 修了証書の交付

全過程終了者には、修了証書（第3号様式）を交付することができる。

(報告)

第6条 所長は、健康推進部長に、本事業の実績について、母子保健事業報告、栄養改善事業報告により報告するものとする。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。